

参考

- 令和2年度概算要求PR版
- 関連資料

【参考】令和2年度概算要求について①

有機農業の推進

【令和2年度予算概算要求額 2,964 (2,458) 百万円】

<対策のポイント>

有機農業は、農業の自然循環機能を大きく増進させ、環境負荷を大きく低減するものであるとともに、その農産物の付加価値を高め有利販売につなげることができる取組であることから、その面的拡大に向けた取組を支援します。

<政策目標>

- 全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合の増加 (0.5% → 1%)

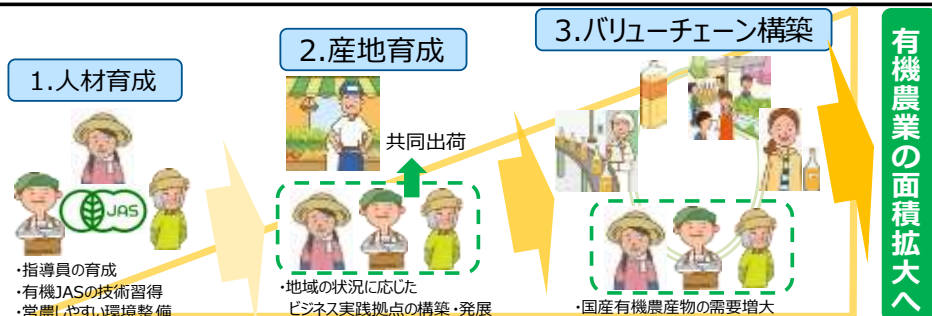
持続的生産強化対策事業のうち

1 有機農業推進総合対策事業

360 (98) 百万円

我が国における国際水準の有機農業の取組を推進するため、

- (i) 有機農業指導員の育成及び、(ii) 新たに有機農業に取り組む農業者の技術習得等による **人材育成**
- オーガニックビジネスの実践拠点づくりによる **安定供給体制の構築**
- 国産有機農産物の **バリューチェーン**に関わる流通、加工、小売等の事業者と **連携**した需要喚起等を支援。



(関連事業) 強い農業・担い手づくり総合支援交付金

産地基幹施設等支援タイプにおいて優先枠を設定。

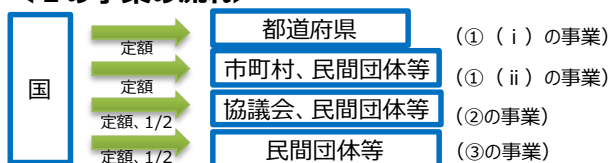
グローバル産地づくり推進事業のうち

2 有機JAS認証、GAP認証取得等支援

87 (－) 百万円

有機農産物・加工品等の輸出拡大に向け、農業者等による有機JAS認証の取得、輸出向け商談、商品開発、農業機械リースの取組を支援。

<1の事業の流れ>



<2の事業の流れ>



<3の事業の流れ>



3 環境保全型農業直接支払交付金

2,517 (2,360) 百万円

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等**に効果の高い農業生産活動を支援。第2期対策から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図る。

【事業の概要】

化学肥料・化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて**地球温暖化防止や生物多様性保全等**に効果の高い営農活動（**有機農業の取組**、カバークロップ（緑肥）の作付等）に取り組む場合に、追加的コストを支援



【対象者】

農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等

【支援の対象となる農業者の要件】

- ▶ 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- ▶ 国際水準GAPを実施していること
- ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ▶ 環境保全型農業の取組を広げる活動（**環境負荷低減に資する活動**）に取り組むこと

【交付単価※】

有機農業 14,000円/10a

(ただし、そば等の雑穀・飼料作物は3,000円/10a)

※本制度は予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。
 申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

「国際水準の有機農業」（有機JAS規格）の水準に合致していることが確認されている取組を対象とします。また、有機JAS認証とは別に、国際水準の取組であることを確認する方法として「参加型認証システム」を導入します。

【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課

1、2の事業：03-6744-2114、3の事業：03-6744-0499

【参考】令和2年度概算要求について②

持続的生産強化対策事業（有機農業推進総合対策事業）のうち 有機農業推進体制整備交付金

【令和2年度予算概算要求額 132（－）百万円】

<対策のポイント>

国際水準の有機農業に取り組もうとする農業者の指導体制を整備するため、都道府県が、**国際水準の有機農業の取組や、有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）を育成する取組等**を支援します。

<事業目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合の増加（0.5% → 1%）

<事業の内容>

○ 有機農業推進体制整備交付金

都道府県が、**国際水準の有機農業の取組や、有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材を育成**する取組及び国際水準の有機農業の普及活動等を支援します。

① 有機農業指導員の育成

国際水準の有機農業の取組や、有機JAS制度等について農業者に指導・助言を行う人材（有機農業指導員）を育成するため、**講習会の受講や認証検査ほ場での現地研修**を支援します。

② 国際水準有機農業の普及

有機農業指導員が、国際水準の有機農業の取組等について、**農業者向け説明会の開催や農業者に現地指導を行う取組、有機JAS認証取得の手引きの作成等の取組**を支援

<事業の流れ>



<事業イメージ>

現状の課題

- 農業者が国際水準の有機農業を始める場合や、有機JAS認証を取得する際に相談できる機関が存在しない地域が多い。
- 有機JASの登録認証機関の現地調査では、初歩的な書類の不備などで確認作業に手間が掛かり、認証費用高騰の要因にも。

・必要な情報が記録されていません。
・この資材は有機JASでは使えませんよ。このままでは、認証できませんね！

有機JAS検査員

検査料を払ったのに有機JAS認証をとれないのかよ！！

＝

今後の対応

・使用資材は、この欄に整理してください！
・ほ場の北側は緩衝帯を今以上に十分確保しましょう！
・この資材は有機JASでは使えないですよ。土づくりの工程を見直しましょうか？

有機JASのノウハウを蓄積

都道府県有機農業指導員

この資材は有機JASでは使えなかったんだ。事前に相談してよかったあ。

・使用資材の書類はしっかり保存・整理しておいてくださいね！

検査時間の短縮

有機JAS検査員

認証されれば、Aさんと一緒にスーパーに出荷できるぞ！

申請手続きの負担軽減

効率的な有機JAS認証取得が可能に

【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課（03-6744-2114）

【参考】令和2年度概算要求について③

持続的生産強化対策事業（有機農業推進総合対策事業）のうち 有機農業新規参入者技術習得等支援事業

【令和2年度予算概算要求額 68（－）百万円】

<対策のポイント>

国際水準の有機農業に新たに取り組む農業者が、国際水準の有機農業に関する技術的基準等を習得するため、**有機JASに関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組を支援します。

また、新たに有機農業に取り組む者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が、**複数の耕作放棄地等をまとめて有機JASほ場に転換する試行的取組**を支援します。

<事業目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合の増加（0.5% → 1%）

<事業の内容>

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業

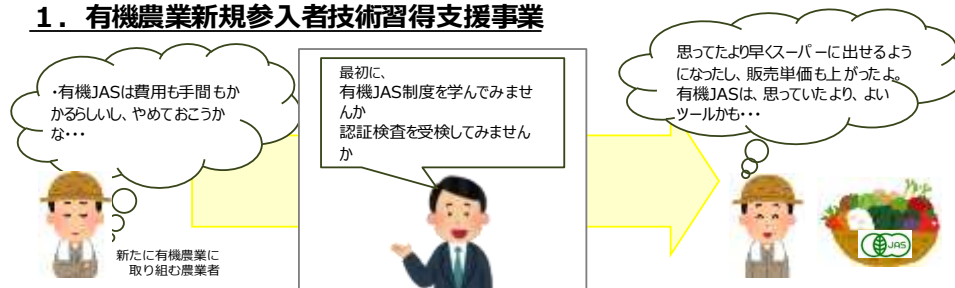
新たに有機農業に取り組む農業者の有機JAS認証の早期取得を促すため、**有機JASの制度や技術的基準に関する研修や初回のほ場実地検査（有機JAS認証検査）**を受講・受検する取組を支援

2. 有機農地集約化試行支援事業

新たに有機農業に取り組む農業者が営農しやすい環境を整備するため、市町村等が、**複数の耕作放棄地等をまとめ、有機的ほ場管理を行い、有機JASほ場に転換**する試行的取組を支援します。

<事業イメージ>

1. 有機農業新規参入者技術習得支援事業



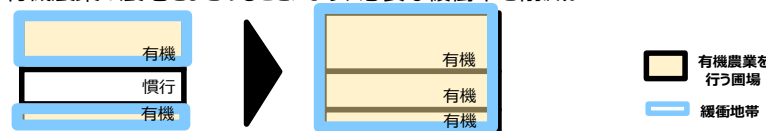
2. 有機農地集約化試行支援事業

複数の耕作放棄地等をまとめて、有機JASほ場に転換する取組を支援

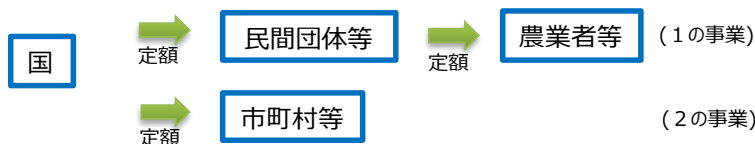
イメージ1 耕作放棄地を有機JASほ場に転換することで、地域の再生に！



イメージ2 有機農業の農地をまとめることにより、必要な緩衝帯を削減。



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課（03-6744-2114

【参考】令和2年度概算要求について④

持続的生産強化対策事業（有機農業推進総合対策事業）のうち

有機農産物安定供給体制構築事業

【令和2年度予算概算要求額 132（98）百万円】

<対策のポイント>

有機農業者のネットワークによるオーガニックビジネス実践拠点の育成強化を推進するため、拠点の発展状況に応じて、学校給食等を含む販路確保に向けた取組や生産・出荷拡大のための機械導入等を支援するとともに、実践拠点と実需者との商談や、各地の拠点に共通する生産・流通課題への対応、自治体ネットワーク構築に関する取組を支援します。

<政策目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合の増加（0.5% → 1%）

<事業の内容>

1.オーガニックビジネス実践拠点づくり事業

有機農業を基礎としたビジネス実践拠点の育成強化を推進するため、拠点の発展状況に応じて、有機農業者のネットワークづくり、学校給食等を含む販路確保に向けた取組、栽培技術や経営力向上に向けた研修会等の開催、生産・出荷拡大のための機械導入等を支援します。

2.全国推進事業

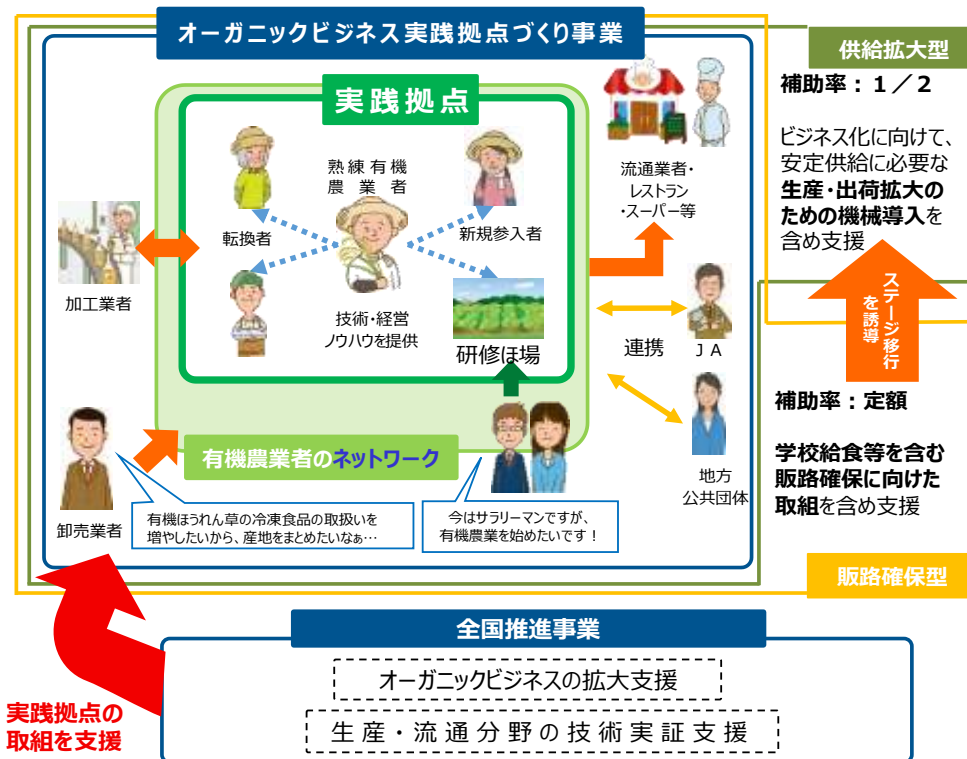
① オーガニックビジネス拡大支援事業

販売戦略を企画・提案するオーガニックプロデューサー派遣や、実践拠点と実需者との円滑な商談を促す取組を支援します。

② 産地間・自治体間連携支援事業

雑草対策や流通の効率化など、各地の実践拠点に共通する生産・流通技術課題への対応実証及び自治体間のネットワーク構築に関する取組を支援します。

<事業イメージ>



<事業の流れ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課（03-6744-2114）

【参考】令和2年度概算要求について⑤

持続的生産強化対策事業（有機農業推進総合対策事業）のうち 国産有機農産物バリューチェーン構築推進事業

【令和2年度予算概算要求額 29（－）百万円】

<対策のポイント>

国産有機農産物の新たな市場を創出していくため、国産有機農産物のバリューチェーンに関わる流通、加工、小売等の事業者と連携し、国産有機農産物の消費者需要及び加工需要を喚起する取組を支援します。

<事業目標>

全耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合の増加（0.5% → 1%）

<事業の内容>

1. 国産有機農産物サポーターズ（仮称）活動推進事業

有機食品に対する消費者需要を喚起するため、国産有機農産物等を取り扱う小売等の事業者（国産有機農産物サポーターズ（仮称））と連携して行う取組事例集作成やワークショップの開催などを支援します。

2. 国産有機加工食品バリューチェーン構築推進事業

国産有機農産物の加工需要を拓くため、有機加工食品のJAS規格の説明や加工の取組事例を紹介する講習会の開催などを支援します。

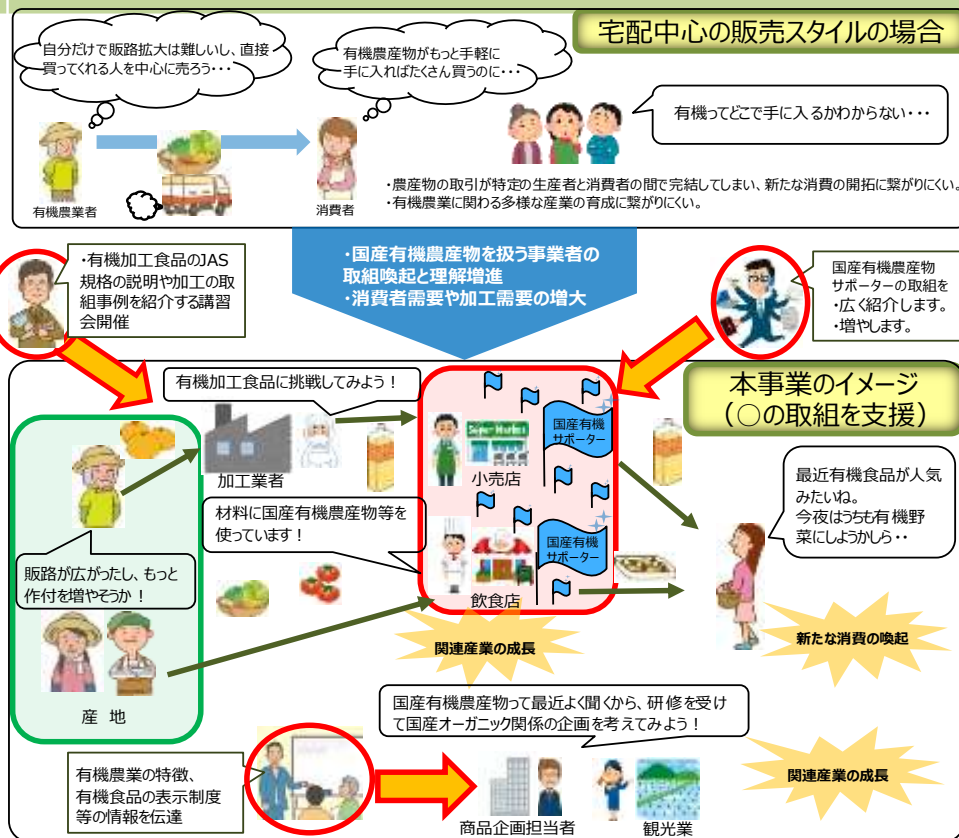
3. 実需者等理解増進活動支援事業

有機農業に対する消費者等の理解を促すため、有機農業や有機食品に関わる多様な民間事業者に対し、有機農業や表示制度等の研修等により、国産有機農産物の理解者として育成する取組を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課（03-6744-2114）

【参考】令和2年度概算要求について⑥

グローバル産地づくり推進事業のうち

有機JAS認証、GAP認証取得等支援

【令和2年度予算概算要求額 87（－）百万円】

＜対策のポイント＞

EU諸国等に対する有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**有機JAS認証及びGAP認証の取得や商談等の取組を支援**します。

＜政策目標＞

- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2020年以降のポスト1兆円目標）

＜事業の内容＞

1. 有機JAS認証取得等支援

- 有機農畜産物・加工品等の輸出拡大に向け、**農業者等による有機JAS認証の取得や、輸出向け商談、商品開発、農業機械リースの取組を支援**します。

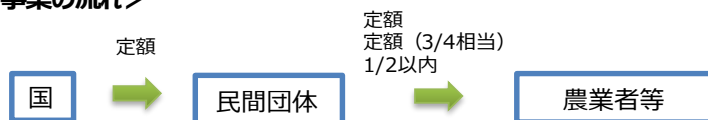
2. GAP認証取得等支援

- 農産物の輸出拡大に向け、**農業者等によるGAP認証（GLOBALG.A.P.、ASIAGAP）の取得や、輸出向け商談、農業機械リース等の取組を支援**します。

3. GAP認証審査員育成支援

- GAP認証取得のボトルネックとなっているGAP認証審査員の確保に向け、**審査員候補者に対する研修を支援**します。

＜事業の流れ＞



＜事業のイメージ＞

1 及び 2 有機JAS認証、GAP認証取得等支援

★は必須の取組



認証取得、商談の実施等により海外との取引先確保
→ 農産物等の輸出拡大

3 GAP認証審査員育成支援

審査件数の増大により、
新規の認証取得が遅延



審査員候補者の
研修受講を支援

審査員増加
→ 認証取得拡大

【お問い合わせ先】生産局農業環境対策課

（1の事業） 有機農業推進班（03-6744-2114）
（2、3の事業） GAP推進グループ（03-6744-7188）

環境保全型農業直接支払交付金

【令和2年度予算概算要求額 2,700 (2,451) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援**します。第2期対策（令和2年度）から、支援対象取組や取組水準等を一部見直し、環境保全効果の高い取組への重点化を図ります。

<政策目標>

土壌炭素貯留量の増加への貢献

<事業の内容>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,517 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 支援の対象となる農業者の要件
 - ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
 - イ 国際水準GAPを実施していること ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
 - ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（**環境負荷低減に資する活動**）に取り組むこと
- ③ 支援対象活動
 - 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金 183 (90) 百万円

- ① 対象者：地方公共団体等
- ② 支援内容：都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援

<事業の流れ> → 環境保全型農業直接支払交付金 → 環境保全型農業直接支払推進交付金



<事業イメージ>

▶ 全国共通取組

有機農業

「国際水準の有機農業」（有機JAS規格）の水準に合致していることが確認されている取組

有機JAS認証とは別に、国際水準の取組であることを確認する方法として「参加型認証システム」を導入します。



カバークロープ

堆肥の施用

リビングマルチ

草生栽培

他

5 割低減の取組と合わせて行う、地球温暖化防止の効果が高い取組

▶ 地域特認取組

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、都道府県が申請を行い、地域を限定して支援の対象とする取組

支援対象となる取組

交付単価

全国共通取組	交付単価 (円/10a)
有機農業 (うち、そば等雑穀、飼料作物)	14,000円 (3,000円)
カバークロープ	6,000円
堆肥の施用	4,400円
リビングマルチ (うち、小麦・大麦等)	5,400円 (3,200円)
草生栽培	5,000円
不耕起播種	3,000円
長期中干し	800円
秋耕	800円

地域特認取組

交付単価は、都道府県が設定します。

※ 配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

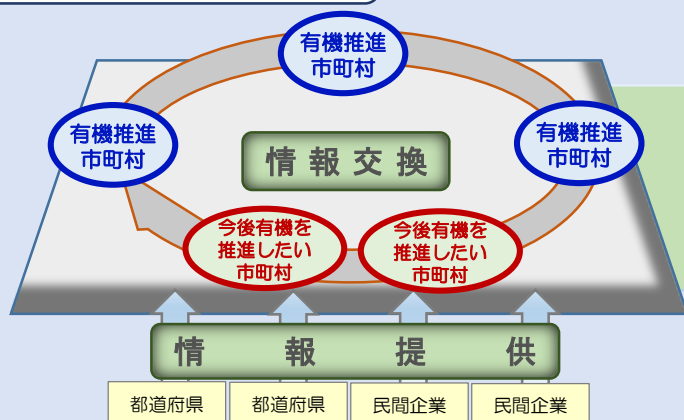
【お問い合わせ先】 生産局農業環境対策課（03-6744-0499）

【参考】有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

- 有機農業を生かして地域振興につなげている又はこれから取り組みたいと考える市町村や、このような市町村をサポートする都道府県、民間企業の情報交換等の場を設けるため、令和元年8月1日に「有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク」を立ち上げ。
- 当初会員として17市町及び8県が参画。今後、本ネットワークを活用して会員間の相互の交流や連携を促進。

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワークについて

有機農業と地域振興を考える自治体ネットワーク（イメージ）



具体的な活動の例

＜自治体ネットワーク構築に向けた交流セミナー＞

日 時：令和元年8月2日
場 所：新宿NSビル（オガネコライフEXPO会場）
参加者：21自治体職員ほか



交流会に参加した市町村の方とともに、本ネットワークの立ち上げを発表しました。



千葉県いすみ市と愛知県東郷町から学校給食の取組事例の発表を、(株)こだわりやから有機加工食品の開発についての講演をいただき、その後、ワークショップで意見交換を行いました。

会員一覧

令和元年8月1日現在

市町村会員

青森県	黒石市長	高樋	憲
山形県	川西町長	原田	俊二
山形県	鶴岡市長	皆川	治
千葉県	いすみ市長	太田	洋
千葉県	木更津市長	渡辺	芳邦
千葉県	匝瑳市長	太田	安規
愛知県	東郷町長	井俣	憲治
岐阜県	白川町長	横家	敏昭
兵庫県	丹波市長	谷口	進一
広島県	東広島市長	高垣	廣徳
島根県	江津市長	山下	修
山口県	宇部市長	久保田	后子
徳島県	小松島市長	濱田	保徳
熊本県	山都町長	梅田	穰
宮崎県	綾町長	籾田	学
宮崎県	木城町長	半渡	英俊
宮崎県	高鍋町長	黒木	敏之

都道府県会員

青森県	山形県	宮城県	千葉県
長野県	富山県	福井県	滋賀県

会員数：17市町村、8県

【参考】令和元年度の農地バンク事業を加速化させるための改善方針について（抜粋）

元経営第767号
令和元年7月19日

各都道府県担当部長
各都道府県農地中間管理機構理事長
各都道府県農業委員会ネットワーク機構会長 } 殿

農林水産省経営局長

改正農地バンク法を踏まえた農地の利用集積・集約化の加速に向けた農地バンクの推進体制の再構築等について

（別紙）

令和元年度の農地バンク事業を加速化させるための改善方針

I 改善方針

4 法改正を踏まえた従来からの「改善方針」への対応

（5）所有者不明農地対策をはじめとした農地バンクの借入れによる集積・集約化の推進

- ③ 農地バンクは、借受希望者のニーズに対応した農地をマッチングできるよう、借受公募を行う際の借受希望申込書を工夫する等借受希望農地の条件（例えば、農作物栽培高度化施設の設置が可能な農地、**有機農業が可能な農地**、樹園地への転換が可能な土地等）を詳細かつ具体的に把握する。

【参考】 各種戦略における「有機農業」の記載状況

「経済財政運営と改革の基本方針2019」（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

第2章 Society 5.0 時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

（2）地域産業の活性化

② 農林水産業の活性化

国際水準の有機農業を推進する。

「成長戦略フォローアップ」（令和元年6月21日閣議決定）（抜粋）

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（2）新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

① 生産現場の強化

・農地の地力向上のため、ドローン等を活用した土壌診断に基づく土づくりの推進や、2022 年度までに収量増加効果を含めた土壌診断データベースの構築を図るとともに、有機農業など地力の増進に資する農業の推進を図る。

ii) 輸出の促進

・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、国際水準のGAP、JAS（日本農林規格）、有機、GI（地理的表示）、水産エコラベル等の規格・認証や知的財産の戦略的活用を推進する。